

令和2年5月11日

(公社)東京グラフィックサービス工業会  
理事会 御中

(公社)東京グラフィックサービス工業会  
個人情報保護監査人 生田一彦 (印)

## 令和元年度 個人情報保護委員会 業務監査報告書

認定個人情報保護団体における組織規程第7条に基づき、令和2年5月8日に提出された令和元年度委員会及び苦情処理業務について、委員会より提出された業務報告及び苦情処理及び事務局の安全管理面（チェックリストを利用）について、今回は特例として新型コロナウイルス対策のため、事務局より提出された書面により監査を行った。

監査の結果は、事業計画に従った事業の遂行、苦情案件は1件で、相談業務は適切に処理されたことを認める。

またプライバシーマーク付与事業については、当初目論見のと通りの成果（審査数、予算金額）を確認した。委員会からの報告事項は以下の諸点であった。

### 記

- 一、 個人情報保護の活動については、平成29年の法改正と共に新たに4つの「個人情報保護ガイドライン」が公表され、その周知を図った。  
また、令和2年3月に3年毎の法改正の趣旨に沿って改正大綱が閣議決定された。現在の通常国会で改正の見込み。  
毎年開催している認定個人情報保護団体セミナーを2月26日開催を予定したが、新型コロナウイルス対応のため延期した。⇒6月に開催の予定と確認した。
- 一、 苦情処理については、1案件あった。内容は前年に注文した本人の年賀状見本の有無についての対応が悪く、認定個人情報保護団体である当会へ電話で苦情が寄せられたもの。当該会員へ苦情申立人へ誠意ある対応に当たるよう要請した。  
他に、相談事案（10件＝内容：改正JISへの対応、プライバシーマーク新規取得へのアドバイス、新型コロナウイルスによるプライバシーマーク現地審査の延期が主な内容）、には事務局が対応し、機関誌での情報提供も行った。  
漏えい事故対応3件（内2件は年賀状、郵送物の誤配案件である）の報告があった。2件は適切な対応が取られている。1件は漏えいの責任が受注元であったことから当該会員の責任は免責という判断をした。との報告を了解した。
- 一、 会員への情報提供については、機関誌・月刊「東京グラフィックス」誌上で個人情報保護の連載記事の掲載、HPにおいては、「プライバシーマークを取得しよう」と

いうバナーを設け、会員内外に周知した。

また、J a G r a B Bによるセミナー収録の放映を行う等、実施された。

- 一、 プライバシーマークの付与事業者は、更新辞退者と他の審査機関への移行が3件あったが新規取得事業者（5社）があり、今期の申請数は新規5社、合併1社、更新61社であり、通算100社を超えていることは、当会が個人情報保護に積極的な団体であることを内外に証明することになり、評価される。

以 上